

日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(____部分は、変更部分)

新	旧
<p>(放送受信契約の単位等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、<u>受信することのできる放送の種類</u>の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</p> <p>6 <u>1の者が事業所等住居以外の同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類</u>の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</p>	<p>(放送受信契約の単位)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 同一の世帯に属する1の住居または<u>住居以外の同一の場所に</u>2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、種類の異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 受信機を設置した者は、<u>受信機の設置の月の翌々月の末日までに</u>、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局(NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機の設置の日</p> <p>(3) 受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別</p> <p>(4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>(5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数</p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種</p>	<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 受信機を設置した者は、<u>遅滞なく</u>、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局(NHKの放送局をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機の設置の日</p> <p>(3) 受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別</p> <p>(4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>(5) 受信機を事業所等住居以外の場所に設置した場合はその設置場所および受信機の数</p> <p>2 放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種</p>

新	旧
<p>別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。<u>この場合において、放送受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、放送受信契約書の提出の期限は、その変更にかかるテレビジョン受信機の設置の月の翌々月の末日までとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(放送受信契約またはその種別の変更契約の成立時期)</p> <p>第4条 放送受信契約<u>またはその種別の変更契約</u>は、受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(放送受信契約の成立)</p> <p>第4条 放送受信契約は、受信機の設置の日に成立する<u>ものとする。</u></p> <p><u>2 放送受信契約の種別の変更の日は、その変更にかかる受信機の設置の日、またはその廃止等に伴う前条第2項もしくは第3項の提出があった日(ただし、NHKにおいて提出された放送受信契約書の内容に該当する事実を確認できたときに限る。)</u>とする。</p> <p><u>3 NHKは、受信機の廃止等に伴う前条第2項または第3項の放送受信契約書の内容に虚偽があることが判明した場合、その放送受信契約書の提出時に遡り、放送受信契約の種別の変更がされないものとする</u>ことができる。</p>
<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、<u>次の各号の契約種別の料額とする。</u></p> <p>(1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。)があった場合においては、<u>その変更にかかる受信機の設置があったときの当該月分の放送</u></p>	<p>(放送受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放送受信契約の種別に変更があったときの放送受信料は、<u>以下の各号の契約種別の料額とする。</u></p> <p>(1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。)があったときの当該月分の放送受信料は、<u>変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送</u></p>

新	旧
<p>受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。</p> <p>(2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があった場合においては、<u>その変更にかかる受信機の廃止等に伴う第3条第2項または第3項の提出があった</u>ときの当該月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、<u>当該月分の放送受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の放送受信料から変更後の契約種別の料額とする</u>。</p> <p>(3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>イ 衛星契約 ロ 地上契約</p> <p>4 <u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。</p> <p>(1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p> <p>(2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別</p>	<p>受信料から変更後の契約種別の料額とする。</p> <p>(2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があったときの当該月分の放送受信料は、<u>変更後の契約種別の料額とする</u>。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額とする。</p> <p>(3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の放送受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>イ 衛星契約 ロ 地上契約</p> <p>4 <u>以下の各号のいずれかに該当する</u>ときは、当該各号の定めるところにより、放送受信料を支払わなければならない。</p> <p>(1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の放送受信料を支払わなければならない。この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p> <p>(2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別</p>

新	旧
<p>への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。</p> <p>(3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p>	<p>への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。この場合において、当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。</p> <p>(3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</p>
<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。</p> <p>(1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。</p> <p>(2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。</p> <p>(3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙(電磁的方法により提供される場合を含む。)を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。</p> <p>4～13 (略)</p>	<p>(放送受信料の支払方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放送受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。</p> <p>(1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。</p> <p>(2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。</p> <p>(3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。</p> <p>4～13 (略)</p>

新	旧
<p>(メッセージの表示)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から<u>次</u>の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機の画面にB-CASカード番号またはACAS番号として表示される識別番号(以下「ID番号」という。)</p> <p>(3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>次</u>の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p> <p>(1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること</p> <p>(2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を変更したこと</p> <p>(3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(メッセージの表示)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から<u>以下</u>の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p> <p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機の画面にB-CASカード番号またはACAS番号として表示される識別番号(以下「ID番号」という。)</p> <p>(3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>以下</u>の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p> <p>(1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること</p> <p>(2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を変更したこと</p> <p>(3) 前項の連絡の後、放送受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(放送受信契約者の義務違反および割増金等)</p> <p>第12条 <u>NHKは、放送受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により放送受信料の支払いを免れたときは、当該放送受信契約者に対し、支払いを免れた放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>放送受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったとき</u>その他第9条の放送受信契約の解約について不正があったとき</p> <p>(2) <u>放送受信料免除の申請書記載の内容に虚偽</u></p>	<p>(放送受信契約者の義務違反)</p> <p>第12条 <u>放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>放送受信料の支払いについて不正があったとき</u></p> <p>(2) <u>放送受信料の免除の事由が消滅したにも</u></p>

新	旧
<p><u>偽があったときその他第10条の放送受信料の免除について不正があったとき</u></p>	<p><u>かかわらず、その届け出をしなかったとき</u></p>
<p><u>(3) その他放送受信料の支払いについて不正があったとき</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>2 NHKは、受信機を設置した者が正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに第1条第2項に従った契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に放送受信契約を締結した場合、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から放送受信契約を締結した月の前月までの期間(以下本項において「対象月」という。)について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の放送受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、当該放送受信料と当該料額が低い契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>3 NHKは、放送受信契約者が受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において、当該放送受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の放送受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の放送受信契約を締結したときは、当該放送受信契約者に対し、受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、変更後の契約種別の放送受信料と変更前の契約種別の放送受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>(支払いの延滞)</p> <p>第12条の2 <u>NHKは、放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該放送受信契約者に対し、延滞した放送受信料に加え、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を請求することができる。</u></p>	<p>(支払いの延滞)</p> <p>第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、<u>所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。</u></p>
<p>(放送受信者等の個人情報の取り扱い)</p> <p>第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等(放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第1号。以下「ガイドライン」という。))第3条第2号に規定する放送受信者等をいう。)の氏名および住所等の情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)およびガイドラインに基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(放送受信者等の個人情報の取り扱い)</p> <p>第13条の2 NHKは、放送受信契約の事務に関し保有する放送受信者等(放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年4月27日総務省告示第159号。以下「ガイドライン」という。))第3条第2号に規定する放送受信者等をいう。)の氏名および住所等の情報(以下「個人情報」という。)については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)およびガイドラインに基づくほか、別に定める<u>NHK個人情報保護方針およびNHK個人情報保護規程</u>に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。</p> <p>2 (略)</p>
<p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>令和5年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(割増金の支払いに関する経過規定)</u></p> <p>5 <u>不正な手段により支払いを免れた令和5年3月以前の放送受信料がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「その2倍に相当する額」とあるのは「放送受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和5年4月以降の放送受信料の2倍に相当する額」とする。</u></p>	<p>付則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、<u>令和4年10月1日</u>から施行する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>6 <u>受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの放送受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、」とあるのは「対象月の第1条第2項に従った契約種別の放送受信料に加え、令和5年4月から放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。</u></p>	(新設)
<p>7 <u>受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第2項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは「受信機の設置の月から」とする。</u></p>	(新設)
<p>8 <u>料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間について、変更後の契約種別の放送受信料に加え、」とあるのは「受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間の変更後の契約種別の放送受信料に加え、令和5年4月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの」とする。</u></p>	(新設)
<p>9 <u>料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第3項中「受信機の設置の月の翌月から」とあるのは</u></p>	(新設)

新	旧
<p data-bbox="199 264 641 297">「受信機の設置の月から」とする。</p> <p data-bbox="177 360 625 394">(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p data-bbox="164 409 778 824"><u>10</u> 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p data-bbox="193 840 778 1160">(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 設置がないこととなった受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情</p> <p data-bbox="164 1176 778 1350"><u>11</u> NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとす</p> <p data-bbox="164 1366 778 1541"><u>12</u> NHKは、付則第<u>10</u>項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとする</p> <p data-bbox="164 1556 778 1975"><u>13</u> 付則第<u>11</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第<u>11</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月に</p>	<p data-bbox="815 360 1264 394">(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p data-bbox="802 409 1417 824"><u>5</u> 第9条の規定にかかわらず、放送受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p data-bbox="831 840 1417 1160">(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 設置がないこととなった受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情</p> <p data-bbox="802 1176 1417 1350"><u>6</u> NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、放送受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとす</p> <p data-bbox="802 1366 1417 1541"><u>7</u> NHKは、付則第<u>5</u>項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、放送受信契約が終了しないものとする</p> <p data-bbox="802 1556 1417 1975"><u>8</u> 付則第<u>6</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第<u>6</u>項の規定により放送受信契約が終了した放送受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放</p>

新	旧
<p>アナログ放送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第<u>11</u>項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>14</u> 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 変更にかかる受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由</p> <p><u>15</u> 付則第<u>11</u>項および第<u>12</u>項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第<u>14</u>項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第<u>10</u>項の届け出」とあるのは「付則第<u>14</u>項の提出」と読み替えるものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p><u>16</u> 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年3月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。</p>	<p>送終了により放送受信契約が終了した」とし、付則第<u>6</u>項の規定により放送受信契約が終了した場合における放送受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p><u>9</u> 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している放送受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>(1) 放送受信契約者の氏名および住所 (2) 変更にかかる受信機の数 (3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所 (4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由</p> <p><u>10</u> 付則第<u>6</u>項および第<u>7</u>項の定めは、前項の規定による放送受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第<u>9</u>項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第<u>5</u>項の届け出」とあるのは「付則第<u>9</u>項の提出」と読み替えるものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p><u>11</u> 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年3月までの間の放送受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。</p>